

学校感染症一覧

学校感染症にかかった場合、出席停止となり登校できないことがあります。学校感染症と診断された場合は、学校へ連絡をしてください。その後は、主治医の指示にしたがって体調の回復に努めてください。

【学校に連絡してほしい項目】

- ①診断された病名(例:インフルエンザ A 型)
- ②いつからその症状があったか
- ③主治医からの指示について

インフル・新型コロナ
出席停止期間計算



	病 名	出席停止の基準	
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群 (SARS)、急性灰白髄炎 (ポリオ)、鳥インフルエンザ (H5N1)	治癒するまで	
第二種	インフルエンザ	発症後 5 日、かつ、解熱後 2 日 (幼児 3 日) が経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5 日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで	
	麻疹 (はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで	
	風しん	発疹が消失するまで	
	水痘 (みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化 (かさぶた) するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後 2 日を経過するまで	
	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	髄膜炎 菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
		新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	その	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後 24 時間を経て全身状態が良ければ登校可能
	他の	ウイルス性肝炎	A 型・E 型：肝機能正常化後登校可能 B 型・C 型：出席停止不要
	感染症	手足口病	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可
		伝染性紅斑	発疹 (リンゴ病) のみで全身状態が良ければ登校可能
		ヘルパンギーナ	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可
		マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能
		感染性胃腸炎 (流行性嘔吐下痢症)	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能
		アタマジラミ	出席可能 (タオル、櫛、ブラシの共用は避ける)
		伝染性軟属腫 (水いぼ)	出席可能 (多発発疹者はプールでのビート板の共用は避ける)
伝染性膿痂疹 (とびひ)		出席可能 (プール、入浴は避ける)	